

「無電柱化対策に関する調査」

－災害に強い安全で良好なインフラ整備に向けて－

〈所見表示に対する改善措置状況の概要〉

平成 26 年 12 月 4 日
総務省 中部管区行政評価局

総務省中部管区行政評価局（局長：吉武洋一郎）は、災害時に倒壊のおそれがあるほか、通行や景観、観光振興の妨げになることから政府が推進している無電柱化の取組が諸外国の主要都市に比べて進んでいないことなどを踏まえ、平成 26 年 4 月から 8 月にかけて「無電柱化対策に関する調査」を実施し、その結果を踏まえて中部地方整備局に調査結果を通知（同年 8 月 27 日）しました。今般、その改善措置状況について、同局からの回答の概要を取りまとめましたので公表します。

〔照会先〕

総務省 中部管区行政評価局
第一部第 1 評価監視官室

評価監視官 みやこし 宮腰 しょうじ 昭治

電話：052-972-7447

「無電柱化対策に関する調査」の所見表示に対する改善措置状況（概要）

背景・実態

- 戦後、電力及び通信需要の増加に伴い、多くの電柱が設置
- 歩行者等の通行や良好な景観、観光振興の妨げとなること、災害時の転倒により道路を閉塞させ、電線類などが切断することにより電力及び通信の安定供給が妨げられるなどの問題が存在
- 政府は、累次の政策に基づき、無電柱化（電線類の地中化等）を推進
- しかし、市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成 24 年度末で 15%にとどまっており、欧米やアジアの主要都市と比べて低く、また、市街地等の幹線道路以外の道路の無電柱化の実態は必ずしも明らかでない。

※ 国土交通省は、平成 25 年度末の無電柱化率については全道路延長（上下線ベース）で算出し、全国の無電柱化率は 1%と公表している。

所見表示事項（平成 26 年 8 月 27 日）

○ 個別事業の実施状況

- ① 既存電柱・電線管理者に対し、電線共同溝への入溝後は早期に電柱・電線を撤去するよう指導を行うこと
- ② 当局が指摘した事例（電柱が撤去されないままとなっているもの）について早期に撤去を指導すること。
- ③ 道路管理者と電線管理者との間で撤去されないままとなっている電柱を把握する方法、及び把握した場合に適時・適切に連携を図って早期撤去するため相互に情報共有する方法を検討すること。

- ④ 現在、中部ブロック協議会において把握している事業の進捗状況の区分については、電線共同溝工事完了後、既存電柱を抜柱した上で判断するようにされたい。

改善措置状況（平成 26 年 11 月 27 日）

- ① 下記③と合わせて対応
- ② 占用企業者を指導し、平成 26 年 7 月までに撤去を完了
※ 調査途上で指摘し、直ちに改善されたもの。
- ③ i) 残置電柱・電線の撤去予定時期を電線共同溝整備計画に記載
ii) 「中部ブロック電線類地中化協議会」（道路管理者、占用予定者により構成）等を毎年開催
 - ・ 撤去予定の時期となった時点で、電柱・電線の撤去状況を占用予定者に確認
 - ・ 撤去されていない場合は、撤去できない理由を聴取するとともに、早期撤去を要請
 - ・ 毎年、残置されている電柱・電線の撤去状況をフォローアップiii) これら改善措置を占用予定者に周知するため、早期に協議会等を開催
- ④ これまでの進捗状況の区分に「抜柱工事」を加え、電線共同溝設置工事完了後、既存電柱の抜柱を把握した上で完了と判断

【指摘した事例の改善措置状況】

○ 個別事業の実施状況

【電線共同溝整備後も一部電柱が撤去されないままとなっている例】

(事例1) 【撤去前】

電柱が使われなくなったとみられる時期から、少なくとも4年以上電柱が撤去されないままとなっている(星崎電線共同溝)

【改善後】

電柱が2本残っている



電柱が撤去されている



電線共同溝は平成15年12月整備完了

平成26年11月28日撮影

※ 事例の写真を希望される場合は提供します。

【電線共同溝整備後も一部電柱が撤去されないままとなっている例】

（事例 2） 【撤去前】

電柱が使われなくなったとみられる時期から、2年以上電柱が撤去されないままとなっている（枇杷島電線共同溝）

電柱が1本残っている



電線共同溝は平成 24 年 8 月整備完了

【改善後】

電柱が撤去されている



平成 26 年 11 月 28 日撮影

※ 事例の写真を希望される場合は提供します。

【当局の調査で判明した無電柱化の社会実態等の概要（所見表示事項以外）】

I 無電柱化の社会実態

ア【電柱の実態】【資料1】＜P6参照＞

- ① 中部電力管内の電柱は約 276.8 万本。うち愛知県内は約 89 万本で微増（平成 24 年度末時点）
NTT 西日本管内の電柱は約 126.5 万本。うち愛知県内は約 52 万本で横ばい（平成 25 年度末時点）
- ② 電柱は、中部電力は毎年 1 万本程度、NTT 西日本は毎年千本前後新設
- ③ 無電柱化事業に伴う電柱の撤去数は、中部電力が年間 120～310 本程度、NTT 西日本は同 50～180 本程度
⇒ 無電柱化事業を実施しても電柱の総数は増える実態

- 電柱が増える主な理由は、電柱の新設を伴う宅地造成や土地区画整理事業等
⇒ 電柱の数を減らすには、こうした事業と無電柱化事業をいかに結びつけるかが課題

イ【道路の無電柱化率】【資料2】＜P7・8参照＞

- 国土交通省が算出している無電柱化率は、対象範囲を当該自治体の市街化区域内等に限定し、市町村道を算出対象から除外。また、電線共同溝を整備しない橋やトンネルを整備実績とみなして無電柱化率を算出。
 - 当局が試算した結果、道路管理者別の道路の無電柱化率は、
 - ① 中部地方整備局 23.4%（愛知県内の直轄国道）
 - ② 愛知県 0.9%（愛知県管理の県道・国道）
 - ③ 名古屋市 4.4%（名古屋市管理の市道・県道・国道）
 - ④ 豊田市 0.5%（豊田市管理の市道）
- ⇒ 国土交通省が公表している都道府県・政令市別の無電柱化率（愛知県 22%（注）、名古屋市 21%）は無電柱化の実態を正確に表しているか疑問

（注）国土交通省は愛知県の数値を当初 22%と公表していたが、今回の調査で 12%が正しいことを確認。

※ 国土交通省は、平成 25 年度末の無電柱化率を全道路延長（上下線ベース）で算出し、愛知県は 1%、名古屋市は 5%と公表している。

ウ【第一次緊急輸送道路の無電柱化率】【資料3】＜P9参照＞

当局が試算した結果、第一次緊急輸送道路の無電柱化率は、

- | | | |
|-----------------------|-------|------------------|
| ① 中部地方整備局（愛知県内の直轄国道分） | 11.9% | （うち名古屋市内分は29.7%） |
| ② 愛知県（愛知県管理分） | 1.9% | |
| ③ 名古屋市（名古屋市管理分） | 44.6% | |

⇒ 愛知県内でみると、名古屋市内にある第一次緊急輸送道路において、無電柱化事業による整備が進んでいる状況

II 無電柱化の推進体制の整備状況

【協議会の設置状況】

無電柱化事業を推進する体制として「中部ブロック電線類地中化協議会」が中部地方整備局に、「愛知県電線地中化推進協議会」が愛知県庁内に設置（注）

（注）両協議会は、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等で構成する組織で、ブロック・県単位に設置されている

- 両協議会は、主に無電柱化事業の実施計画の策定や進捗状況の検証等を実施
- 両協議会とも、開催頻度は年1回程度

【 I 無電柱化の社会実態 資料】

〔資料 1〕

ア-① 電柱の本数の推移

【中部電力】（管内は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県） （単位：本、%）					【NTT西日本】（管内は愛知・岐阜・三重・静岡県） （単位：本、%）				
年度	中部電力 管内全域	愛知県内			年度	NTT西日 本管内全域	愛知県内		
		名古屋市 市内	豊田市 市内	名古屋市 市内			豊田市 市内		
平成 20 年度	2,727,725	877,655	263,340	71,442	21 年度	1,261,892	519,661	117,533	未把握
21 年度 (対前年本数)	2,737,185 (9,460)	880,426 (2,771)	264,010 (670)	71,697 (255)	22 年度 (対前年本数)	1,263,174 (1,282)	520,665 (1,004)	117,588 (55)	
22 年度 (対前年本数)	2,747,525 (10,340)	884,108 (3,682)	264,571 (561)	79,340 (7,643)	23 年度 (対前年本数)	1,264,006 (832)	521,119 (454)	117,641 (53)	
23 年度 (対前年本数)	2,758,126 (10,601)	888,384 (4,276)	265,326 (755)	79,606 (266)	24 年度 (対前年本数)	1,264,702 (696)	521,432 (313)	117,673 (32)	
24 年度 (対前年本数)	2,767,800 (9,674)	891,090 (2,706)	266,022 (696)	79,844 (238)	25 年度 (対前年本数)	1,265,473 (771)	522,030 (598)	117,725 (52)	
H20=100	101.5	101.5	101.0	111.8	H21=100	100.3	100.5	100.2	

ア-② 無電柱化事業による愛知県内の電柱撤去数と増加数との関係

【中部電力】 （単位：本）						【NTT西日本】 （単位：本）					
区 分	H21 年度	H22	H23	H24	H25	区 分	H21 年度	H22	H23	H24	H25
無電柱化事業による電柱撤去数	230	310	125	143	204	無電柱化事業による電柱撤去数	85	186	94	108	54
電柱増加数（対前年）表ア-①再掲	2,771	3,682	4,276	2,706	—	電柱増加数（対前年）表ア-①再掲	—	1,004	454	313	598

〔資料 2〕

イ 愛知県内の道路管理者別無電柱化率（当局試算）

（単位：km、％）

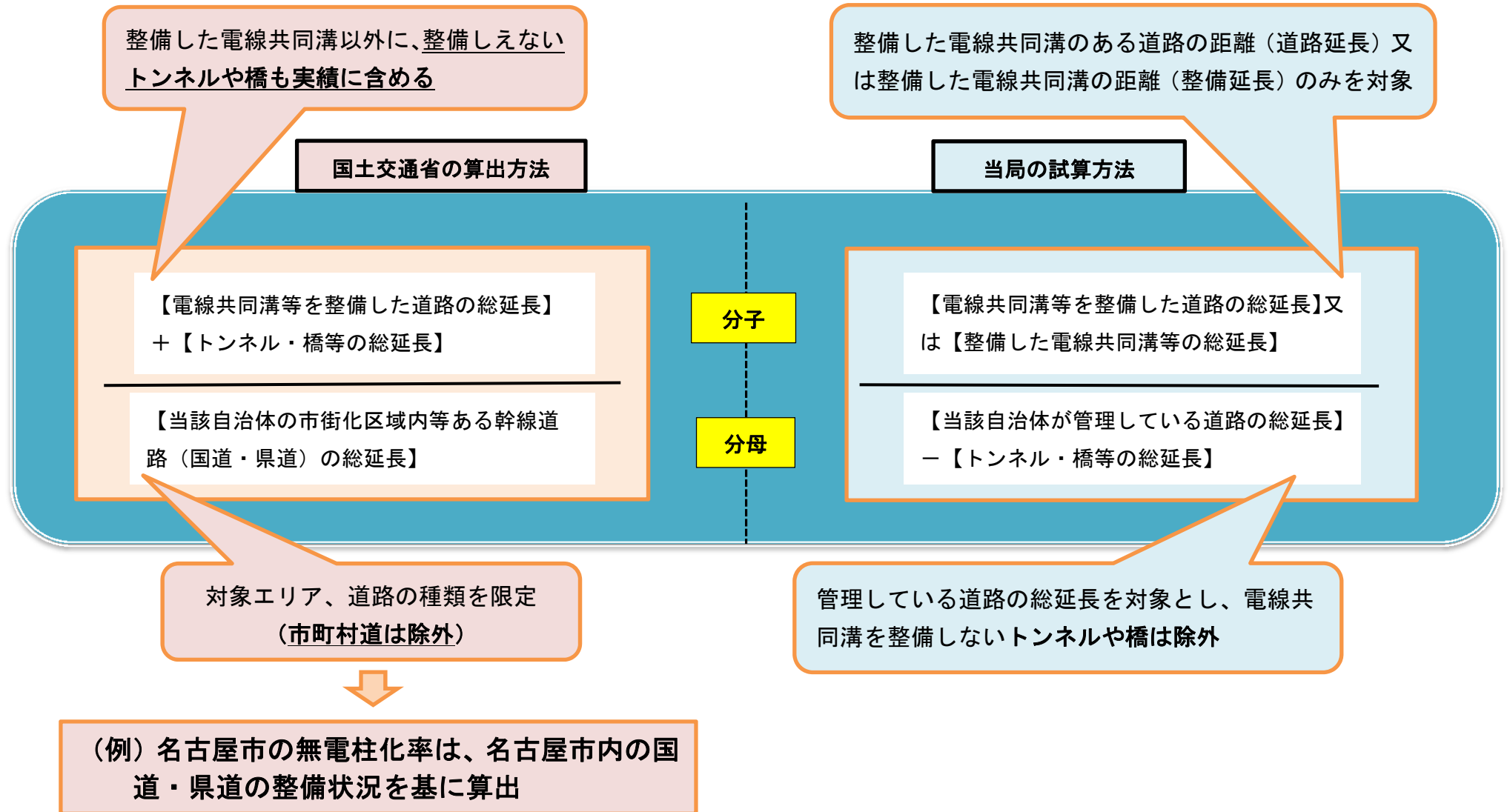
区 分	中部地方整備局 (直轄国道)	愛知県	名古屋市	豊田市	（参考） 国土交通省公表値（県・政令市別）		
					愛知県	名古屋市	
整備延長 (道路延長)	A B	86.34 (43.23)	42.2 (未把握)	271.5 (137.8)	12.95 (未把握)	338	167
管理総延長	a	454.2	4,629.3	6,269.2	2,549	2,733	786
除外要素	橋 梁	67.5	135.0	75.3	19.0		
	トンネル	17.7	19.6	3.2	1.1		
	計	b	85.2	154.6	78.5	20.1	
無電柱化対象延長 (a-b)	c	369.0	4,474.7	6,190.7	2,528.9		
無電柱化率	整備延長 A/c (道路延長) B/c	23.4 (11.7)	0.9 —	4.4 (2.2)	0.5 —	— (12.4)	— (21.2)

（注） 当局の試算結果による。なお、除外要素の橋梁やトンネルの距離数は道路統計年報 2013 による。

※ 今回、高速道路や都市高速は試算対象から除外。

〔資料 2-イ〕

〈無電柱化率の算出方法〉



〔資料 3〕

ウ 愛知県内の第一次緊急輸送道路の無電柱化率

(単位 : km、%)

区分	中部地方整備局		愛知県	名古屋市
	(直轄国道)	うち名古屋市内		
道路延長 a	43.2	26.0	6.3	39.2
管理総延長 b	447.2	104.7	336.1	87.8
橋・トンネル延長 c	85.2	17.3	不明	不明
無電柱化対象延長 (b-c) d	362.0	87.4	336.1	87.8
無電柱化率 (道路延長) (a/d)	11.9	29.7	1.9	44.6

(注) : 調査対象とした豊田市は該当なし

【参考】

■全道路の無電柱化率（H25年度末）

都道府県	無電柱化率
北海道	1%
青森県	0%
岩手県	1%
宮城県	1%
秋田県	1%
山形県	1%
福島県	1%
茨城県	0%
栃木県	1%
群馬県	1%
埼玉県	1%
千葉県	1%
東京都	5%
神奈川県	2%
山梨県	2%
長野県	1%

都道府県	無電柱化率
新潟県	2%
富山県	1%
石川県	1%
静岡県	1%
愛知県	1%
三重県	1%
岐阜県	2%
福井県	2%
滋賀県	1%
京都府	1%
大阪府	2%
兵庫県	3%
奈良県	2%
和歌山県	1%
鳥取県	1%
島根県	1%

都道府県	無電柱化率
岡山県	1%
広島県	1%
山口県	1%
徳島県	1%
香川県	0%
愛媛県	1%
高知県	1%
福岡県	1%
佐賀県	1%
長崎県	1%
熊本県	1%
大分県	1%
宮崎県	1%
鹿児島県	1%
沖縄県	2%
計	1%

政令指定都市等	無電柱化率
札幌市	2%
仙台市	2%
さいたま市	1%
千葉市	3%
東京23区	7%
横浜市	3%
川崎市	2%

政令指定都市等	無電柱化率
相模原市	1%
新潟市	1%
静岡市	3%
浜松市	1%
名古屋市	5%
京都市	2%
大阪市	5%

政令指定都市等	無電柱化率
堺市	1%
神戸市	2%
岡山市	1%
広島市	2%
北九州市	2%
福岡市	3%
熊本市	2%

(注) 国土交通省調べ（同省ホームページから）
道路延長（上下線別）ベース
各都道府県の値は政令市を含む